

原付免許・小型特殊免許

受験資格等	◎ 16歳以上の方 ※ 秋田県内に住所のある方のみ受験できます。
場 所	秋田市新屋寿町5番1号 秋田県警察運転免許センター(〒010-1606)
受 付 時 間	月曜日～金曜日(祝日及び年末年始の休日を除く。) 午前8時30分～午前9時30分(午後の受付は、ありません。)
必要書類等	○ 運転免許申請書(免許センターにあります。) ○ 質問票(免許センターにあります。) ※ 虚偽の記載をして提出した場合には、罰則規定があります。 ○ 受験票(免許センターにあります。) ○ 申請用写真 2枚(縦3cm×横2.4cm、申請前6か月以内に撮影したもの、無帽、正面、上三分身、無背景、白黒可) ※ 小型特殊免許を受験する方は、写真1枚となります。 ○ 本籍(国籍等)の記載された住民票(6か月以内に交付を受けたもの。) ○ マイナンバーカード、健康保険証(資格確認書等含む)、パスポート、官公庁が交付した免許証、許可証、資格証等本人確認のための書類 ○ 原付免許又は小特免許をお持ちの方は、運転免許証等(マイナ免許証をお持ちの方は、マイナ免許証も必要です。) ※ 運転免許証等のある方は、住民票及び本人確認のための書類の提出は不要です。(外国籍の方を除く。) ○ 取消処分者講習終了証明書(過去に運転免許の取消処分又は拒否処分などを受けた方)
注 意 事 項	○ 申請用写真は、免許センター内で撮影することができませんので、事前に準備してください。 ○ 筆記用具は、免許センターで準備したものを使用します。(持参する必要はありません。) ○ 原付免許は、原付技能講習を受講していないと免許証が交付されません。(取消処分者講習を受講している方は、原付技能講習の受講が免除になります。) ○ 現有の運転免許証等は、新しい運転免許証等と引替えとなりますので、忘れずに持参してください。 ○ 外国籍の方も、住民票の提出が必要となります。(国籍のほか、住基法第30条の45に規定する区分(中長期滞在者等)、在留資格、在留期間等が記載されているもので6か月以内に交付を受けたもの。) ※ 「マイナ免許証」をお持ちの方は、「マイナ免許証」を提示することにより、住民票の提出が省略となります。 ○ 必要書類などの提出がない場合は、申請を受理することができません。

◎ 受験手数料等

受験手数料	1,600円
講習手数料	5,250円(原付のみ)

◎ 交付手数料は、別紙のとおり

別紙

◎ 交付手数料

- 免許証の交付は、「従来の運転免許証」、「マイナンバーカードに免許情報を登録するマイナ免許証」、「運転免許証とマイナ免許証の両方のカード」の3種類から選ぶことができます。

合 格 時	運転免許証のみ	マイナ免許証のみ	運転免許証とマイナ免許証の両方
交付手数料	2, 3 5 0 円	1, 5 5 0 円	2, 4 5 0 円

お問合せは 018-862-7570 運転免許センター試験係まで

原付技能講習について

- ◎ 原付技能講習の予約は、018-896-5045 秋田県交通安全協会まで
- ◎ 原付技能講習は、完全予約制となっています。
 - ・ 冬期間（12月～3月中旬頃まで）は、中止となります。
 - ・ 学科試験受験前にも受講可能です。